

資料 8 要介護認定に係る集計結果について（概要）

目 次

1. 集計の方法等について	2
2. 判定結果の要介護度区分の比較	
一次判定結果の要介護度区分の比較(全体)	4
二次判定結果の要介護度区分の比較(全体)	5
二次判定での一次判定結果の変更割合の比較(全体)	6
更新申請者における一次判定結果の更新前一次判定結果との比較(全体)	7
更新申請者における二次判定結果の更新前二次判定結果との比較(全体)	8
認知症高齢者自立度の分類でみた更新申請者における二次判定結果の更新前二次判定結果との比較	9
3. 平成21年4月から9月に申請し、非該当とされた者で、その後10月以降に再申請を行った者の集計結果	
前回の二次判定結果と今回の二次判定結果の比較	11
4. 平成21年4月から9月に申請した者で、その後10月以降に区分変更申請を行った者の集計結果	
前回の二次判定結果と今回の二次判定結果の比較	13
今回の判定結果と前回の判定結果(平成21年4月～9月)との比較	14
5. 二次判定結果の要介護度区分の比較(全体)(研修実施状況調査の結果をふまえた集計)	
二次判定結果の要介護度区分の比較(全体)(研修実施状況調査の結果をふまえた集計)	16

集計の方法等について

- 平成21年の10・11月申請分については、全国の保険者である自治体から「10月に申請を行い10・11月に審査判定を行った」及び「11月に申請を行い11月に審査判定を行った」要介護認定申請者のうち、厚生労働省に認定支援ネットワークを通じて12月4日までに報告のあった申請者の情報について集計を行った。

平成21年10・11月申請者

- ・ 報告市町村数 1,396 市町村 (1,800市町村中)
- ・ 集計対象申請者数 171,168 件

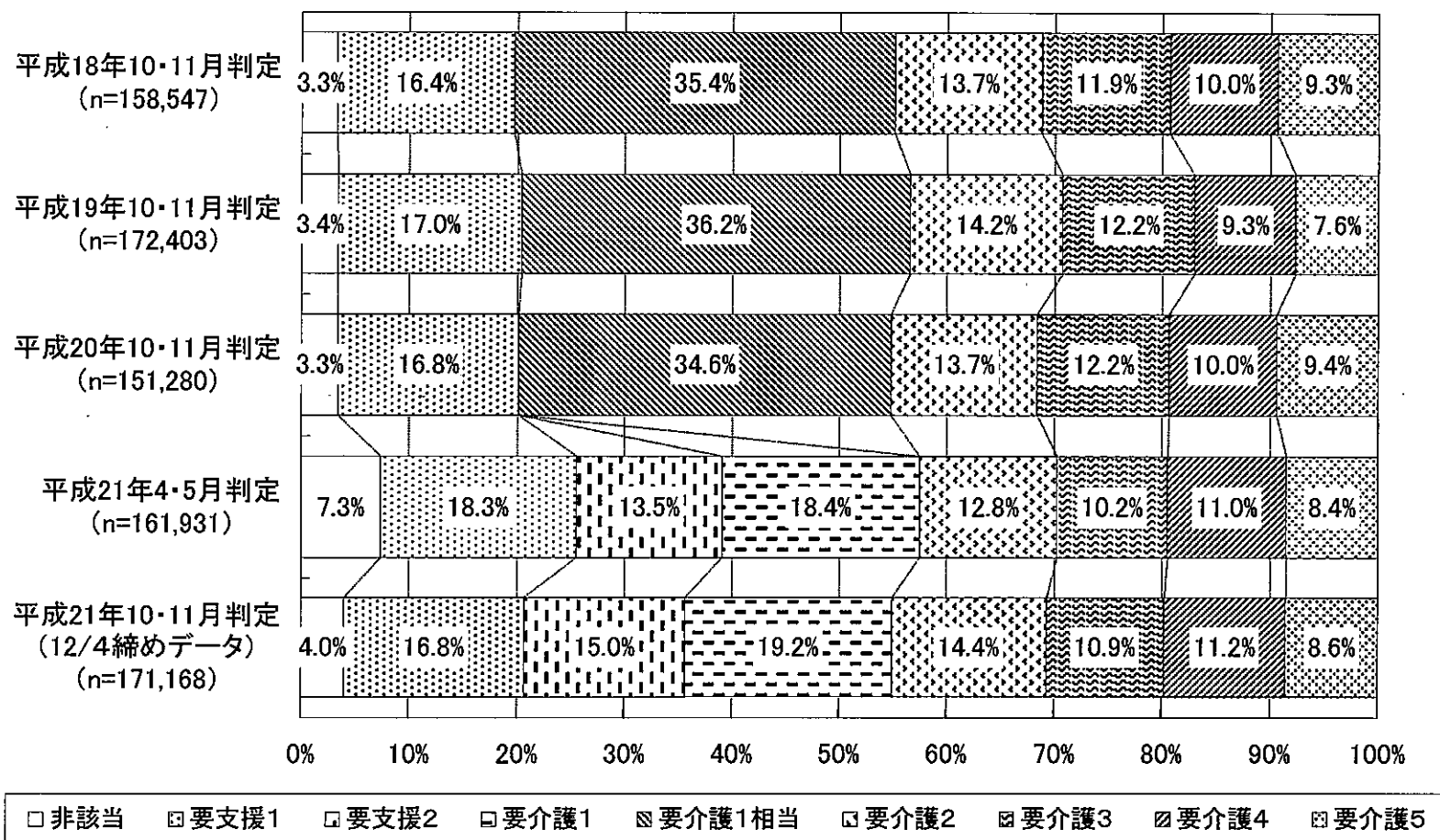
- また、平成18年～平成20年の各年の10・11月申請分及び平成21年4・5月申請分(経過措置適用前)については、前述の平成21年10・11月申請分と同条件で、かつ同数程度の対象者を抽出し、集計を行った。

- さらに、都道府県や各市町村等に対して、認定調査員及び介護認定審査会委員に対する研修の状況について調査した「研修実施状況調査」(概要は別紙のとおり)の結果を用いて、研修への参加率が高く、要介護認定テキストの改訂のポイント等について重点的に説明した市町村等について、別途集計を行った。

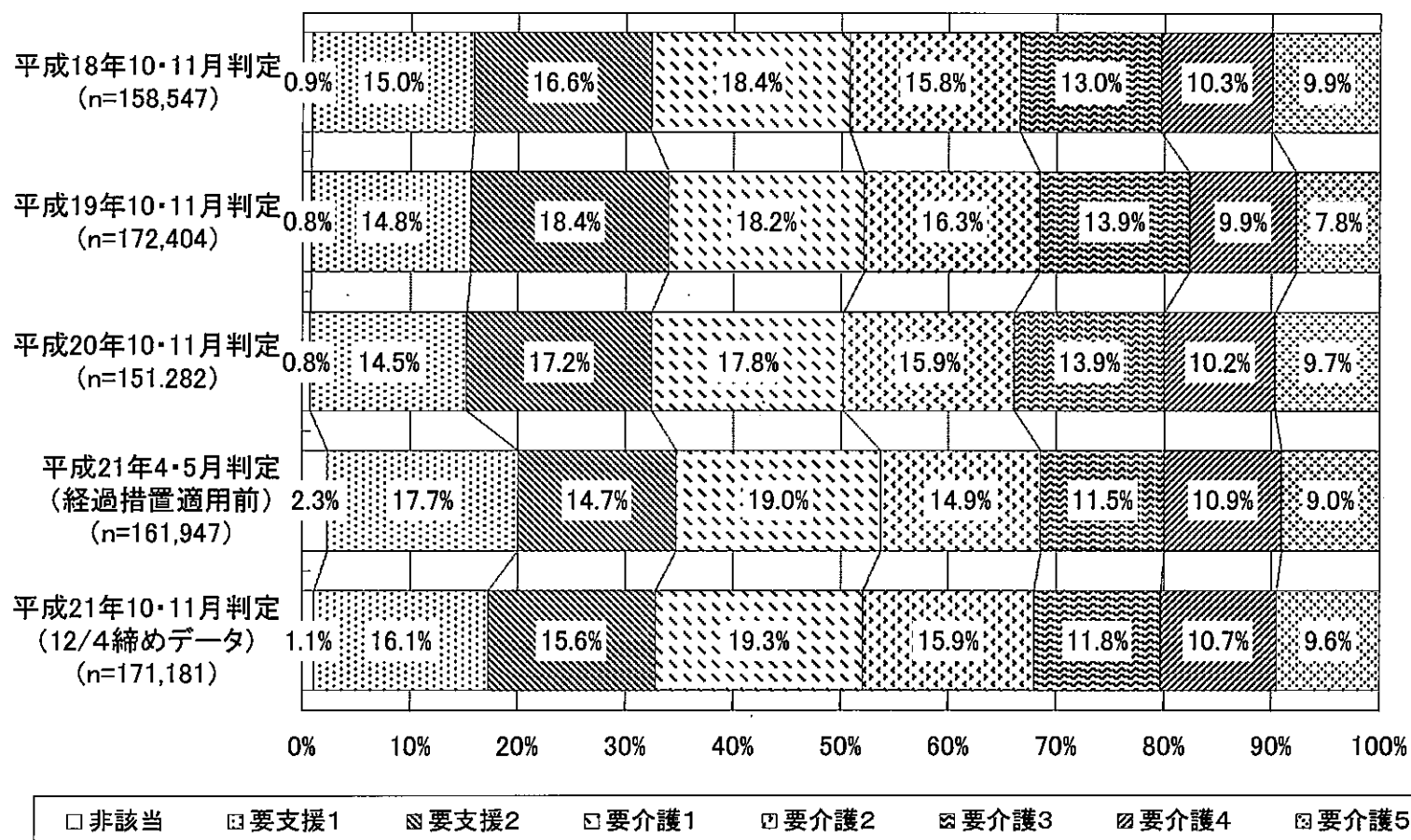
注 同条件の比較を行うため、各年とも、4月～9月に新規に申請し、非該当と判定され、10月以降に再申請を行った者については、除外して集計を行った。

判定結果の要介護度区分の比較

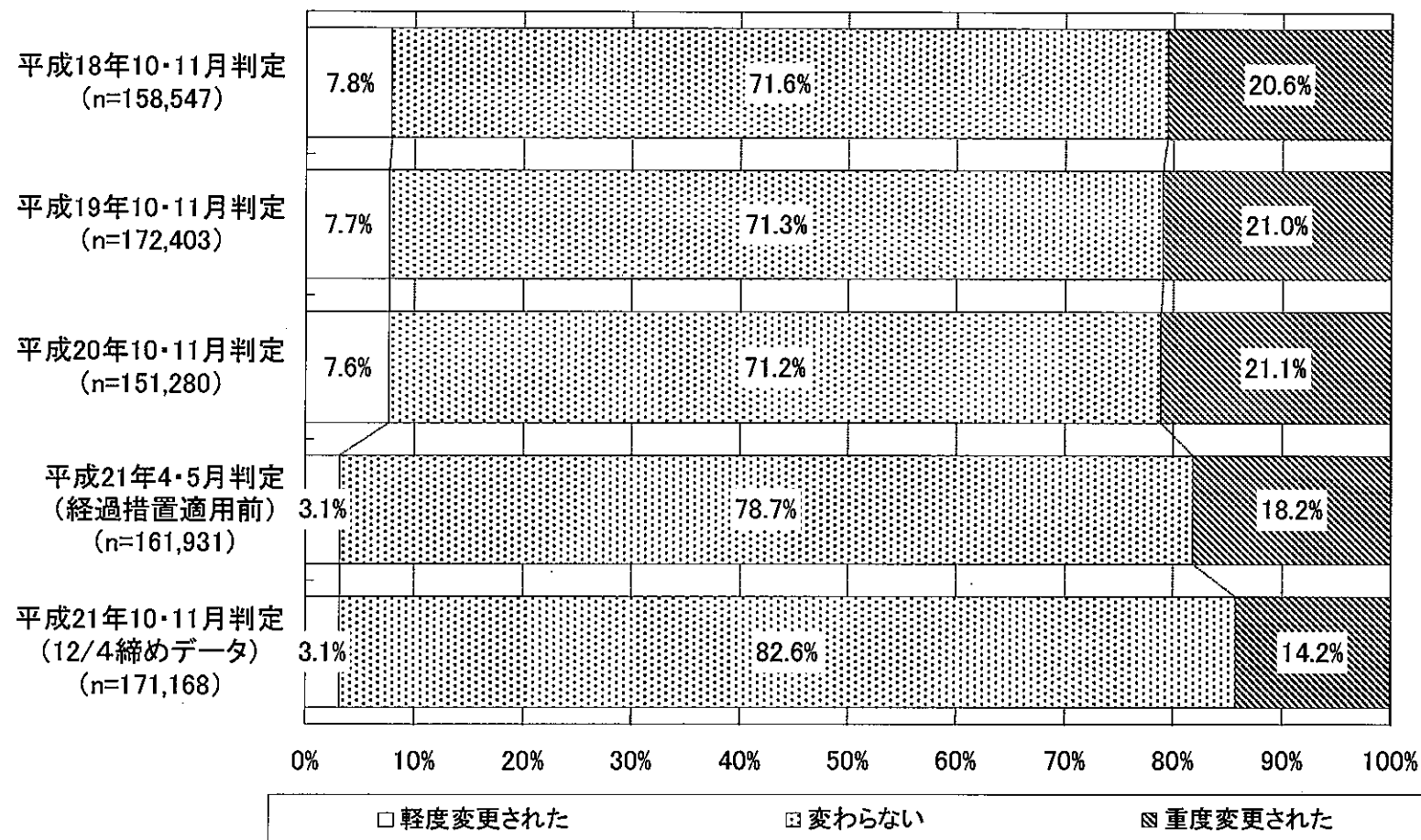
一次判定結果の要介護度区分の比較 (全体)



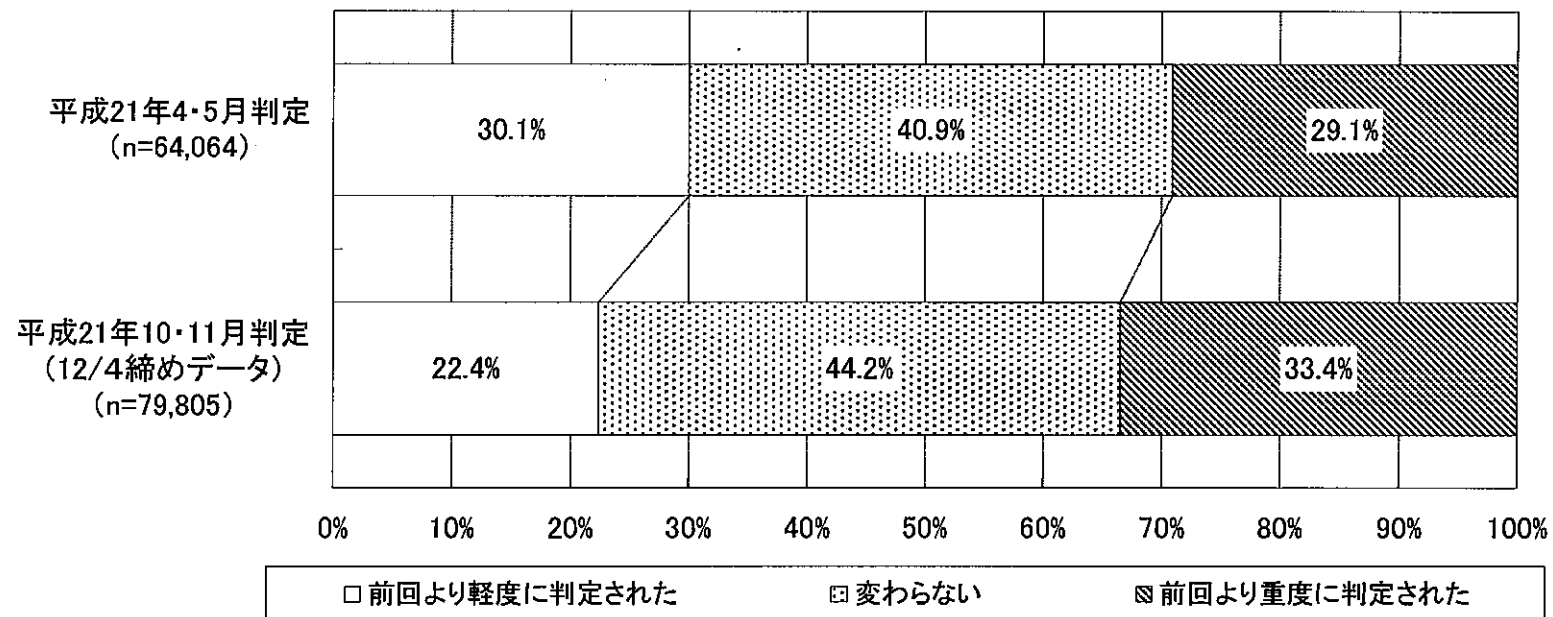
二次判定結果の要介護度区分の比較 (全体)



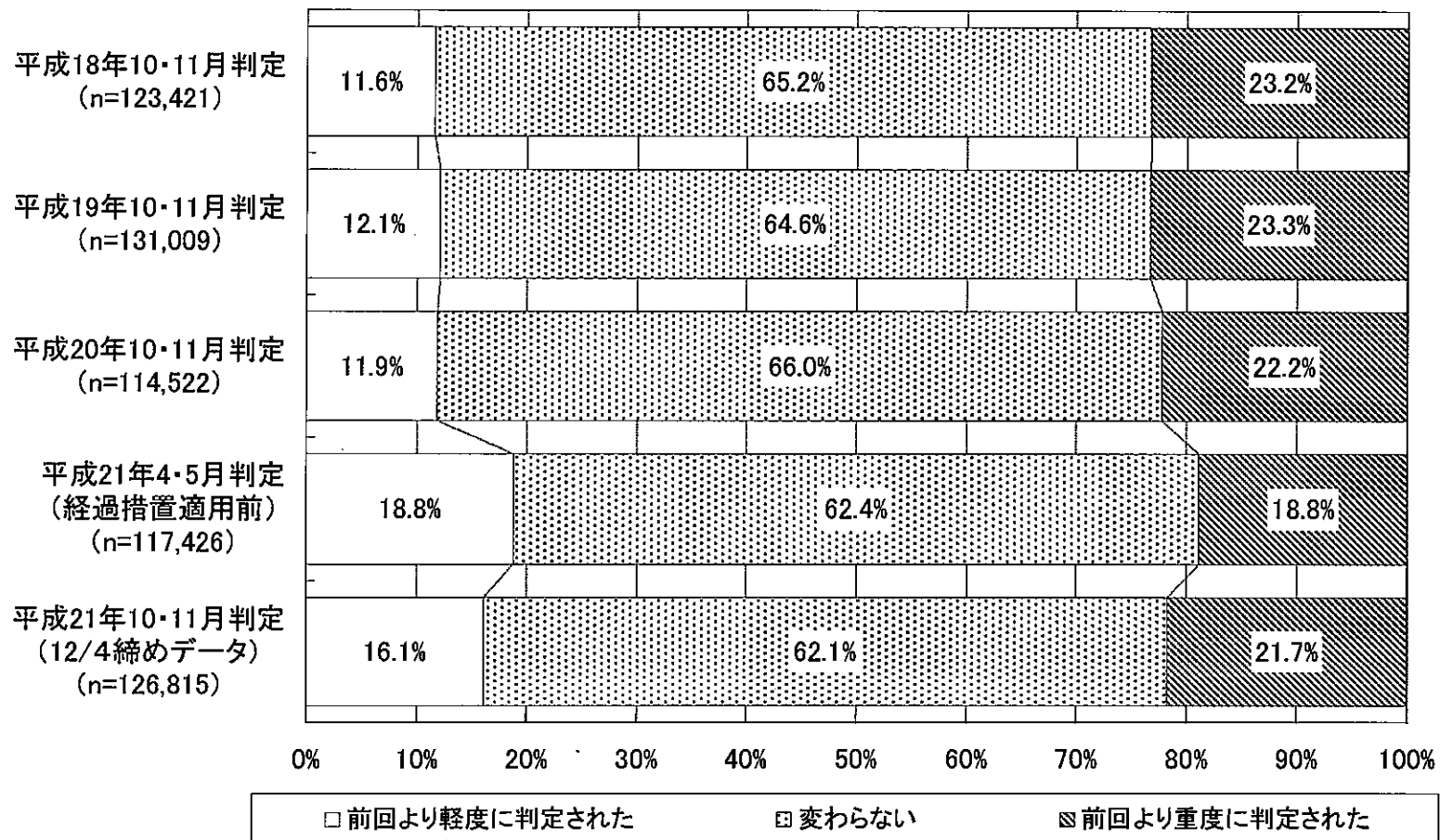
二次判定での一次判定結果の変更割合の比較 (全体)



更新申請者における一次判定結果の 更新前一次判定結果との比較(全体)

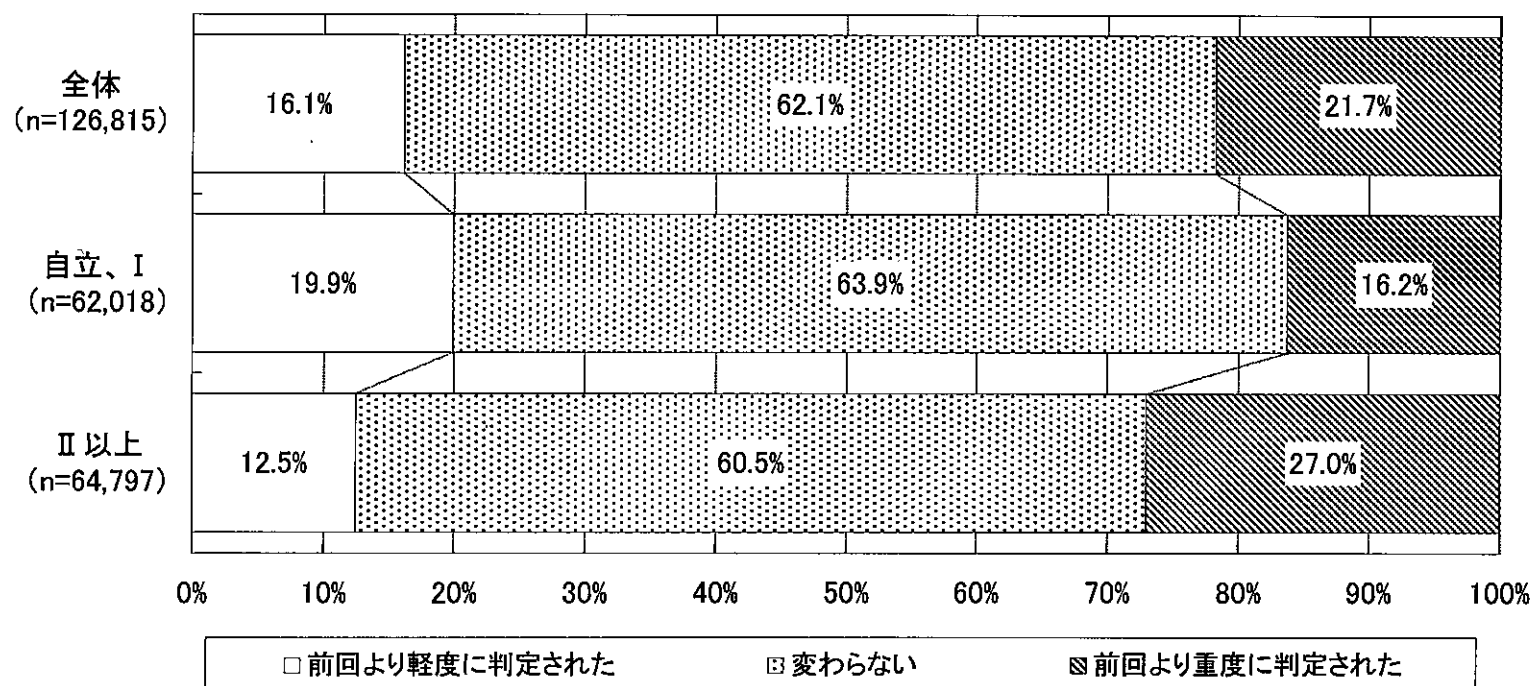


更新申請者における二次判定結果の 更新前二次判定結果との比較(全体)



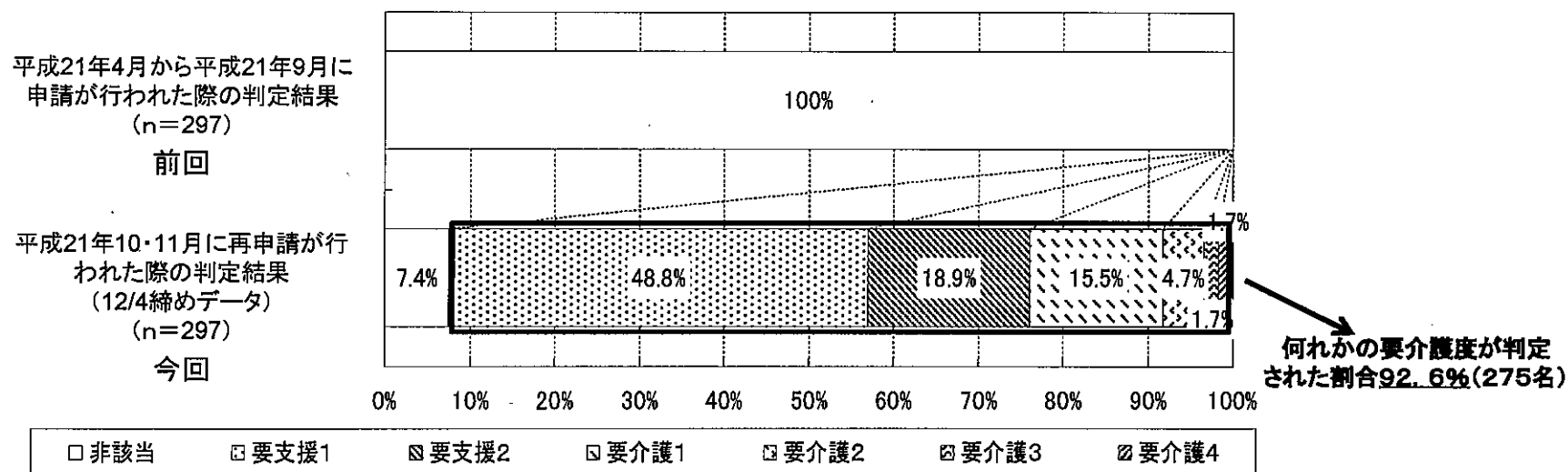
認知症高齢者自立度の分類でみた更新申請者における 二次判定結果の更新前二次判定結果との比較

(平成21年10・11月判定)



平成21年4月から9月に申請し、非該当とされた者で、
その後、10月以降に再申請を行った者の集計結果

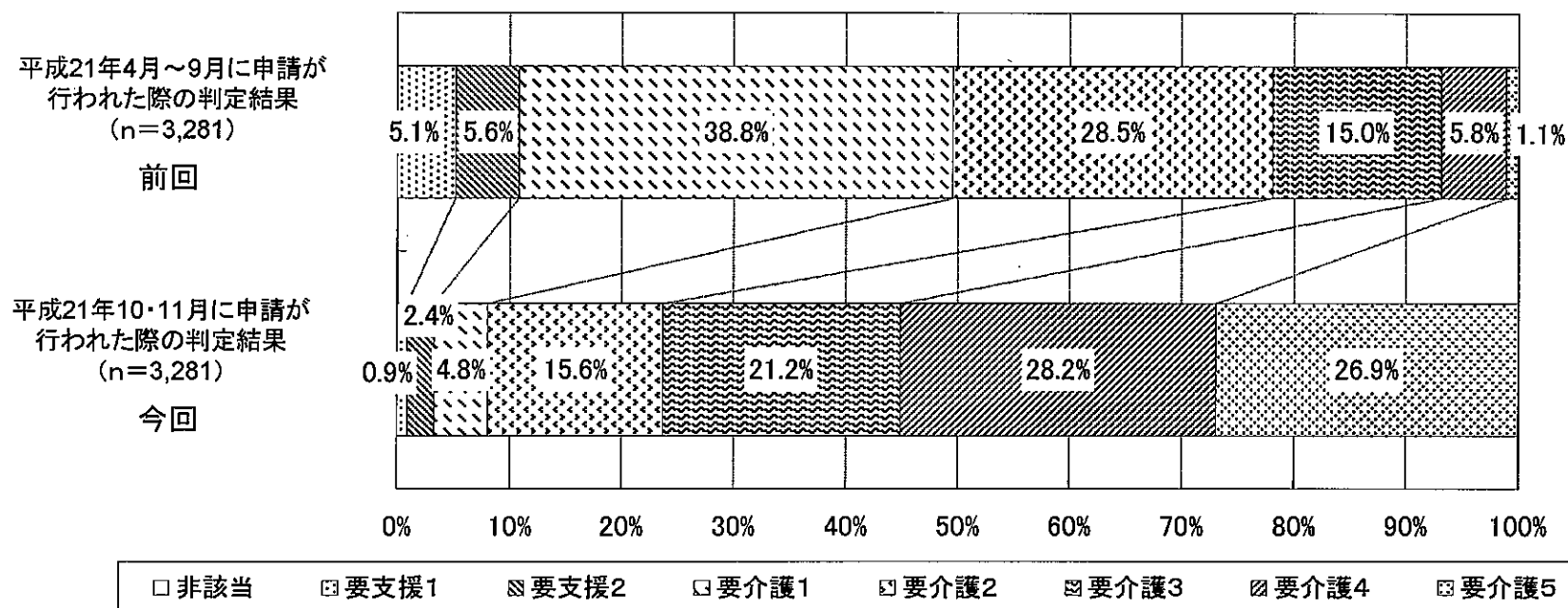
平成21年4月から9月に申請し、非該当とされた者で、その後、10月以降に再申請を行った者の、前回の二次判定結果と今回の二次判定結果の比較



※ 平成21年10・11月の再申請者のうち、前回平成21年4月1日～9月30日の間に申請のあった者の集計を行った。

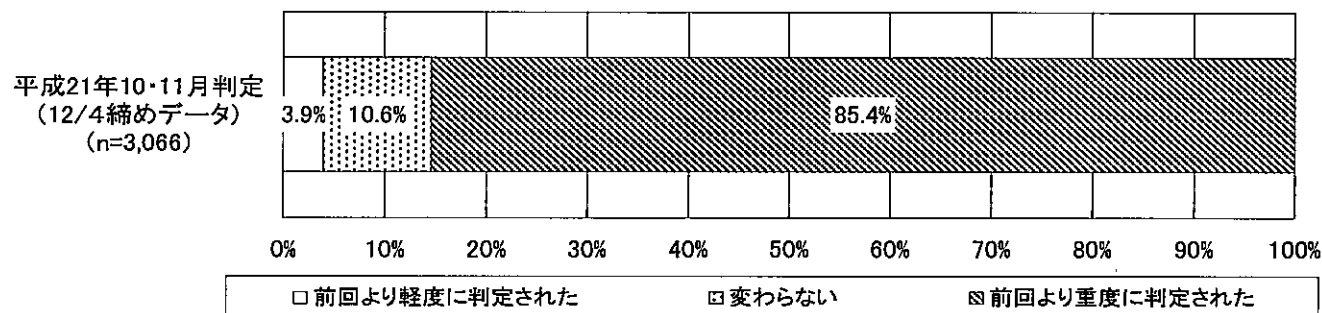
平成21年4月から9月に申請した者で、その後、
10月以降に区分変更申請を行った者の集計結果

平成21年4月から9月に申請した者で、その後、10月以降に区分変更申請を行った者の、前回の二次判定結果と今回の二次判定結果の比較

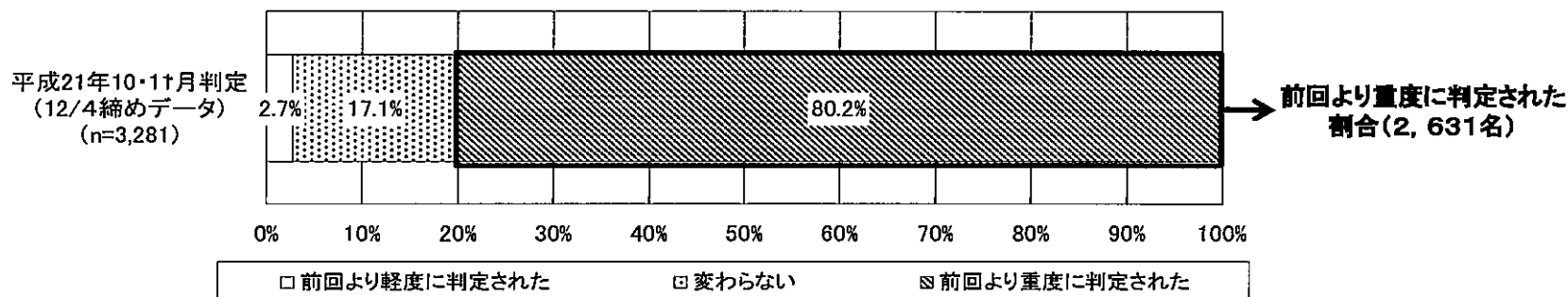


平成21年4月から9月に申請した者で、その後、10月以降に区分変更申請を行った者の、今回の判定結果と前回の判定結果(平成21年4月～9月)との比較

【一次判定結果】

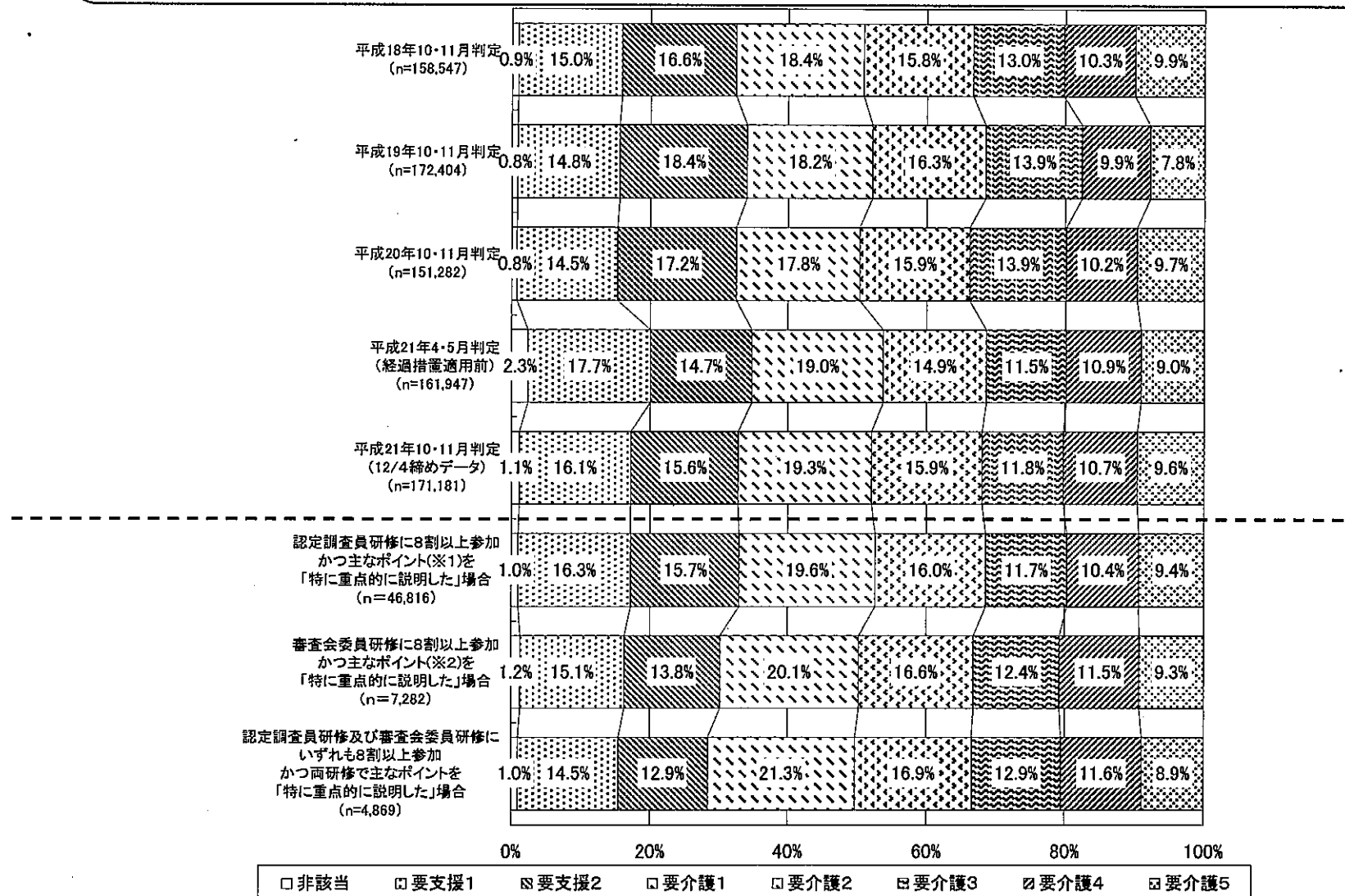


【二次判定結果】



二次判定結果の要介護度区分の比較(全体) (研修実施状況調査の結果をふまえた集計)

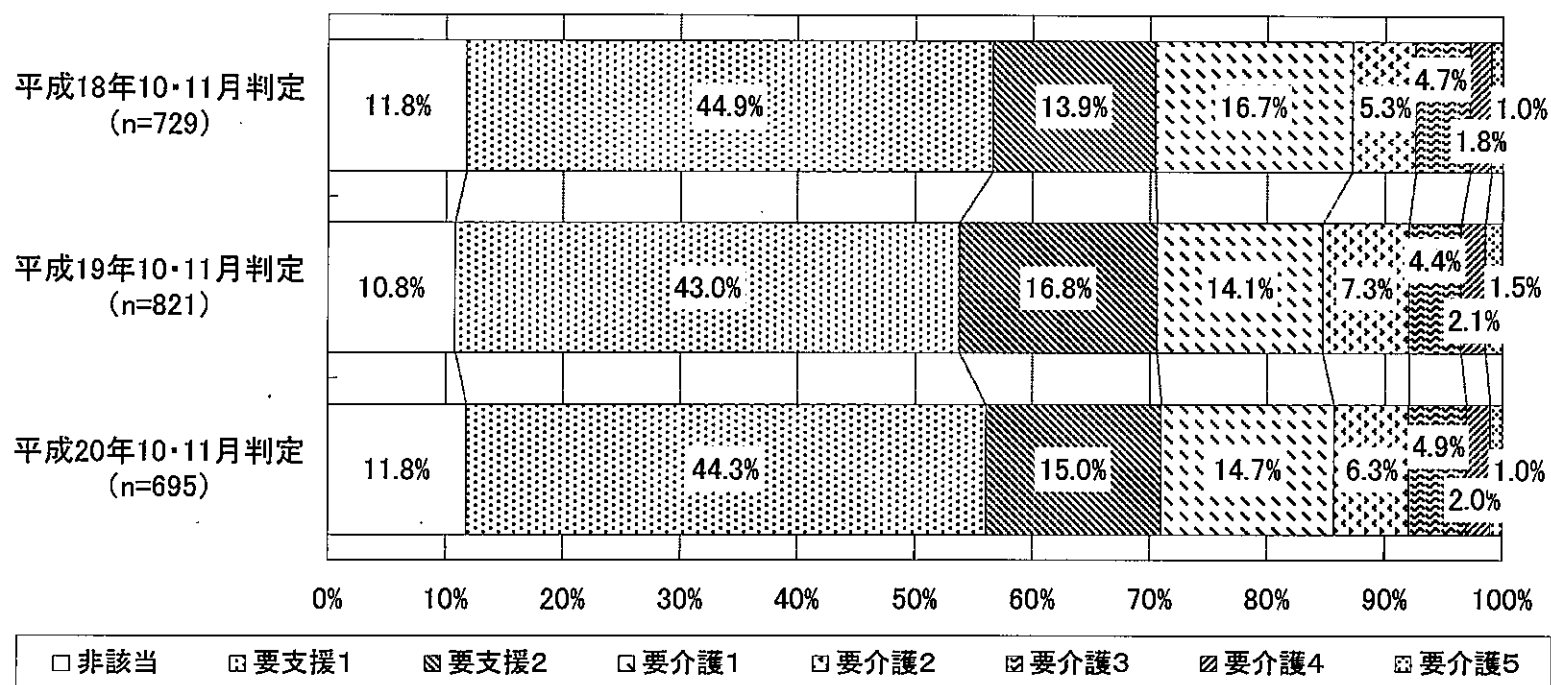
二次判定結果の要介護度区分の比較(全体) (研修実施状況調査の結果をふまえた集計)



(※1) 認定調査員研修における5つのポイント全て (※2) 審査会委員研修における3つのポイント全て

当日机上配付資料 再申請者の二次判定結果の要介護度区分の比較

再申請者の二次判定結果の 要介護度区分の比較



資料 9 特記事項に係る現状及び留意点の周知について

現状（１）

- 軽度者に対する認定調査員による選択肢の選択においては、実際の介護の手間がある場合でも、その頻度が少ない場合が多く、選択の基準に従うと、「介助されていない」、「ない」又は「できる」を選択することになるが、その場合でも、特記事項に、実際に行われている介護の手間に関する情報を記載することとなっている。
- しかし、現状では、一次判定に反映されていない介護の手間が一定量生じているにも関わらず、特記事項に介護の手間に関する情報が記載されないため、介護認定審査会における二次判定で考慮できなくなっている場合が多い。

「2-5排尿」の例

対象者の状況

- 排尿の介助はない。
- 週3回程度失禁あり。
- 掃除は家族が行う。

選択の基準

- 実際の介助で選択。
- 頻回な状況で選択。
- 手間は特記事項。

認定調査票

選択

頻度が少ないため
「介助されていない」
を選択

特記

週に3回程度の
失禁の掃除は
家族が行っている。

記載されていない場合が多い

一次判定

二次判定

二次判定で、
介護の手間を
考慮できない

改めて周知する留意点（１）

- 認定調査員は、特に軽度者への認定調査に当たっては、「介助されていない」や「ない」等の選択肢を選択する場合でも、実際に介護の手間が発生している場合には、特記事項に介護の手間と頻度を記載する。

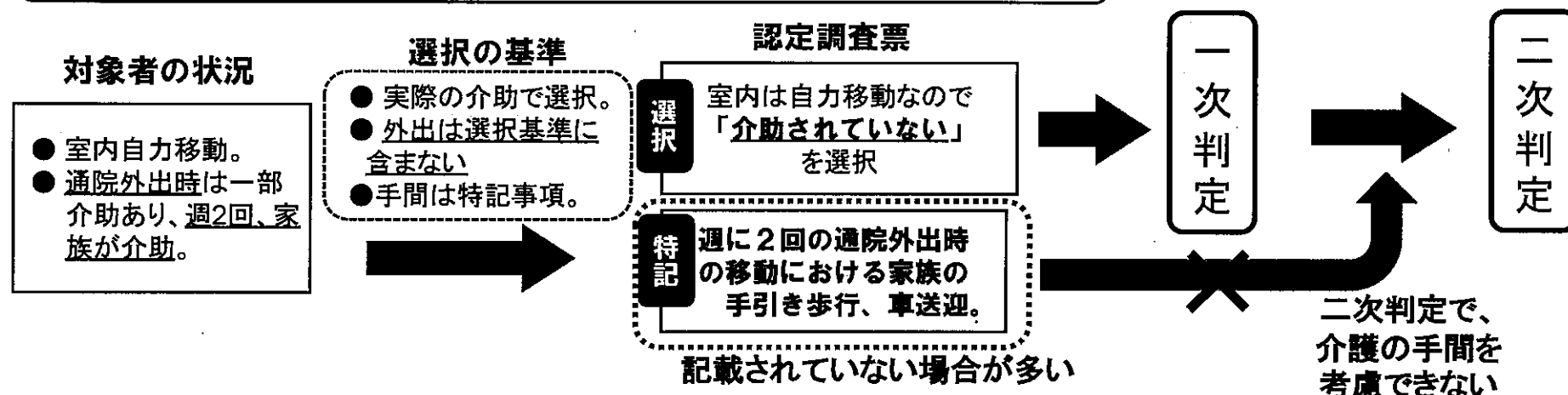
【特記事項の例】

自分でトイレに行って排泄しており、通常は介助は行われていないが、週に3回ほどの頻度で、トイレに間に合わずに失禁し、廊下が濡れており、廊下の掃除は家族が行っている。以上の状況ではあるものの、より頻回な状況に基づき、「介助されていない」を選択する。

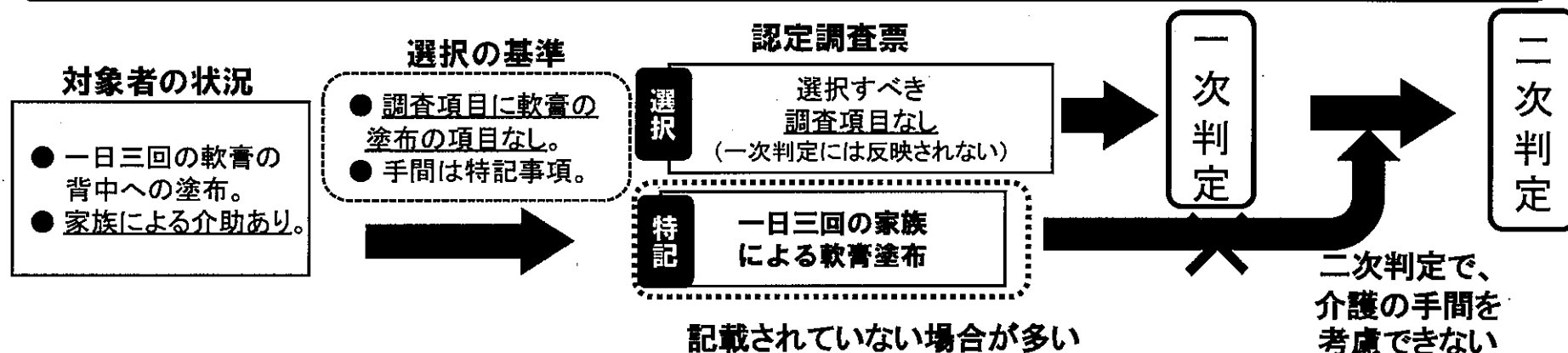
現状（２）

- 実際に調査項目の選択基準に含まれていない介護内容や、調査項目が設定されていない介護がある場合は、その具体的な「介護の手間」と「頻度」を特記事項に記載することとなっている。
- しかし現状では、一次判定に反映されていない介護の手間が一定量生じているにも関わらず、選択基準に含まれていない介護の手間に関する情報については、記載されていないため、介護認定審査会における二次判定で考慮できなくなっている場合が多い。

選択肢の選択基準に含まれていない場合の例（「2-2移動」の例）



いずれの認定調査項目にも実際に発生している介護の手間に対応した項目が設定されていない場合（「軟膏の塗布の例」）



改めて周知する留意点（２）

- 認定調査員は、実際に発生している介護の手間が選択肢の選択基準に含まれていない場合は、具体的な介護の手間の内容と頻度を記載する。



【特記事項の例】

室内では自力で移動できる。外出行為に関しては定義に含まれないため、「介助されていない」を選択するが、週に2回、病院に通院する際は、長距離の歩行ができないため、介護者が必ず付き添い車で送迎の上、手引き歩行している。

- 認定調査員は、いずれの認定調査項目にも当該介護の手間に対応した項目が設定されていない場合には、具体的な介護の手間の内容と頻度を記載する。



【特記事項の例】

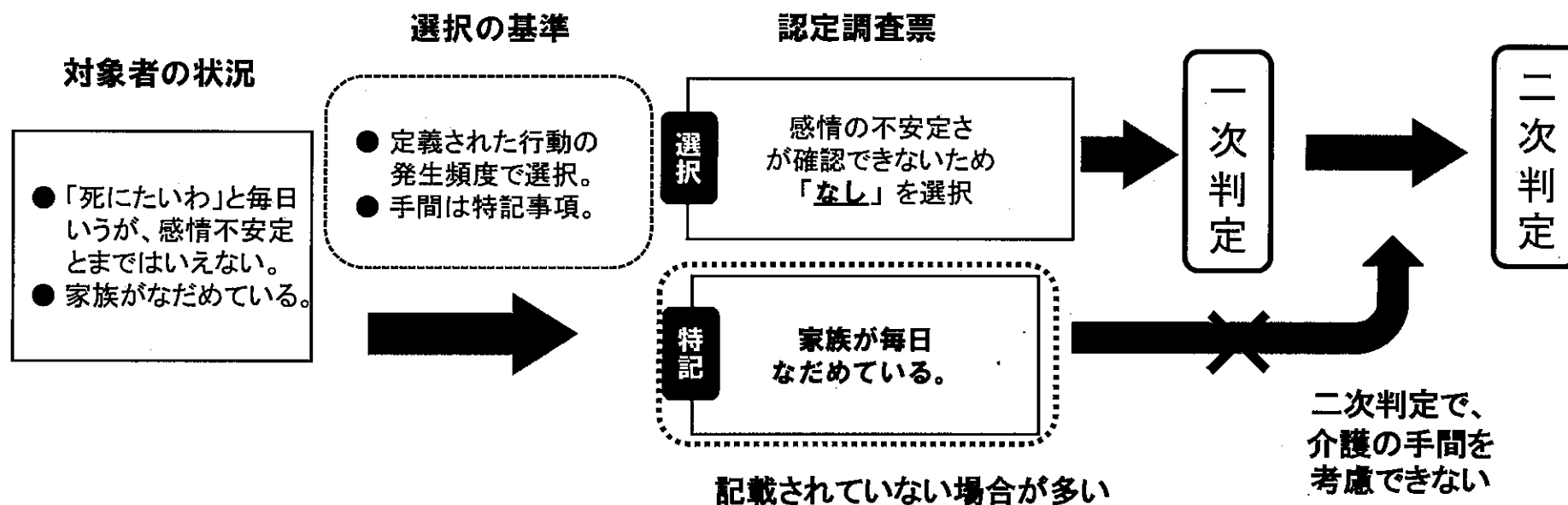
帯状疱疹の後遺症のため、一日三回、軟膏を背中に塗布する介助が行われている。

※第2群の特記事項記載欄のあいている部分や「5-1薬の内服」「特別な医療-11 じょくそうの処置」等の特記事項欄など、審査会委員の読みやすい場所に記載。

現状（３）

- 特に、要支援1などの軽度のケースで、かつ、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上のケースでは、BPSD関連の行動に係る介護の手間が発生している可能性が高いが、こういった場合でも、認定調査員による特記事項が記載されていないことが多い。
- もし、特記事項が適切に記載された場合には、要支援1から重度変更されて、要介護1となるケースが多いのではないか。

「4-3 感情不安定」の例



改めて周知する留意点（3）

- 特に、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上のケースについては、BPSD関連項目等について実際の介護の手間が発生しているかどうかについて確認を行い、実際に介護の手間が発生している場合は、特記事項に、その手間及び頻度について記載すること。



【特記事項の例（「4-3感情不安定」の例）】

「死にたい」と毎日のように言う。感情が不安定になるほどではないため、選択は「ない」とするが、毎日のように家族が話をきき、本人をなだめている。

【特記事項の例（「4-6大声を出す」の例）】

気に入らないことがあると「ばかやろう」と吐き捨てるようにいうことが週に2-3回ある。以前はそのようなことはなかったため、家族は性格が変わったようだとう惑している。家事等、本人の機嫌を損ねないようにしているが家族には負担になっている。大声でいうわけではないため「大声を出す」は「なし」とした。

【特記事項の例（「4-15話がまとまらない、会話にならない」の例）】

家族によると対象者の言動が以前と変わってきており、話していることに整合性がなくなっているように感じることもあるとのこと。「会話が成立しない」というほどではないので「話がまとまらず、会話にならない」は「なし」としたが、家族は心配で外出等を控えて、1人にならないようにして見守っている。

【特記事項の例（「認知症高齢者の日常生活自立度の選択」の例）】

車の運転が好きで、自分で運転しようとするが、家族が危険と判断し、やめるように言っている。認知症の周辺症状としての行動ではないようにも見えるが、本人が車の運転に固執しており、家族がカギを隠していることで、口げんかになることが週に1度はあるといった状況である。他に適当な項目がないため、当項目に記載した。

改めて周知する留意点（4）

- 認定審査会は、上記のように認定調査員が記載した特記事項等を用いて、必要な場合には、一次判定結果の変更（重度変更及び軽度変更）を行うこと。

特に、一次判定で要支援1等の軽度と判定されたケースで、かつ、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上のケースについては、BPSD関連項目の特記事項等に着目して、一次判定の変更の必要性について検討すること。

(参考)

特記事項に係る規定等について

- 介護認定審査会の二次判定(重度変更及び軽度変更)では、特記事項及び主治医意見書から読み取れる「介護の手間」に基づき一次判定結果の変更の理由を明らかにすることとされていることから、認定調査においては、特記事項に「介護の手間」及びその「頻度」に関する情報が適切に提供されていることが重要である(介護認定審査会委員テキスト21ページ、認定調査員テキスト2ページ)。
- 特に、BPSD関連項目においては、実際の対応や介護の手間とは関係なく、BPSD関連の行動の有無に基づき、選択肢を選択することとなっていることから、当該項目の有無だけで介護の手間が発生しているかどうかは必ずしも判断できない。したがって、二次判定で介護の手間を適切に評価するために、認定調査員は、介護の手間の状況や頻度等について特記事項に記載することとしている(平成21年9月30日発出事務連絡によるQ&Aの間4など)。
※ BPSD関連項目:「認知症に伴う行動・心理状態」の関連項目
- また、基準にしたがい、「介助されていない」(介助の方法の項目)、「ない」(有無の項目)、「できる」(能力の項目)等を選択する場合であっても、実際に介護の手間が発生している場合には、当該介護の手間及び頻度について、特記事項に記載することが重要である(平成21年9月30日発出事務連絡によるQ&Aの間21など)。
- さらに、実際に介護の手間が発生しているにも関わらず、「能力」、「介助の方法」、「有無(麻痺等・拘縮及びBPSD関連)」のいずれの基本調査項目にも当該介護の手間に対応した調査項目が設定されていないために、実際の介護の手間を基本調査項目の選択肢の選択によって反映することができない場合は、基本調査項目の中で、もっとも類似する又は関連する調査項目の特記事項等に、具体的な介護の手間の内容と頻度を記載する必要がある(同上)。

(参考)

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅳ	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅴ
何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる。	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする。	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする。